

入 札 公 告

制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び野洲市契約規則(平成16年野洲市規則第55号)第6条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年6月18日

野洲市長 櫻本 直樹

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 北野小学校仮設校舎賃貸借
- (2) 履行場所 滋賀県野洲市 市三宅240番地
- (3) 業務概要(詳細は仕様書等のとおり)
 - (ア) 仮設校舎の設置工事
 - (イ) 設置工事における工事監理業務
 - (ウ) 本館から仮設校舎への引越し業務
 - (エ) 仮設校舎の賃貸借業務
 - (オ) 仮設校舎の解体工事(整地等を含む)
 - (カ) 上記に伴う申請手続きなど一式
- (4) 履行期間 契約締結日から令和10年2月29日まで
※内、賃貸借期間
令和8年8月1日から令和9年8月31日まで(予定)
- (5) 予定価格 事後公表
- (6) 最低制限価格 設定しない

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加できる者は、次のすべての事項に該当する単独企業で野洲市長の本業務における入札参加資格の確認を受けた者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告日の時点において、令和7年度の野洲市物品供給、役務提供業者一覧において、次のとおり登録されている者。
 - 1) 品目の分類「リース・レンタル」での登録
- (3) 建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく建築一式工事につき特定建設業の許可を受けている者。
- (4) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の1)から5)の要件に該当する者でないこと。
 - 1) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
 - 2) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - 3) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
 - 4) 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
 - 5) 銀行取引停止処分がなされている者
- (5) 平成27年4月1日以降から公告日の時点において、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校において、延床面積1,000㎡以上の仮設校舎の設置を含めた賃貸借を元請として契約した実績を有している者であること。
- (6) 次の基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - 1) 1級建築施工管理技士など建築一式工事の監理技術者の許可に対応した者を配置すること。
なお公告日において、資格取得後10年以上経過していること。
 - 2) 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - 3) 配置予定技術者については、直接的かつ恒常的な雇用関係(資料の提出日以前の3箇月以上の雇用関係)があること。
- (7) 公告日から入札執行日までの間において、野洲市物品供給・役務提供に係る指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (8) 本業務に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連があ

る業者でないこと。

- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (10) 野洲市暴力団排除条例第6条より、次の(ア)から(カ)の要件に該当するものでないこと。
 - (ア) 役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下、「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）であると認められる者
 - (イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、「暴力団」という。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - (ウ) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - (エ) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者
 - (オ) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - (カ) 上記（ア）から（オ）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

3 入札手続等

- (1) 担当部局 〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原1780番地（野洲市人権センター2階）
野洲市 教育委員会事務局 学務課
電話 077-587-6014(直通)
E-mail : kyouiku@city.yasu.lg.jp
- (2) 申請書及び実績表等の提出期間、提出方法及び提出先
 - 1) 提出期間：令和7年6月18日(水)から令和7年7月1日(火)午後5時00分まで
 - 2) 提出方法：一般書留郵便、簡易書留郵便、特定記録郵便の何れかの方法により郵送又は持参により提出すること。
 - 3) 提出先：上記（1）に同じ。
- (3) 見積りに必要な設計図書等の交付期間及び交付場所
 - 1) 交付期間：令和7年6月18日(水)から令和7年7月1日(火)午後5時00分まで
 - 2) 交付方法：設計図書等閲覧申請書（様式4）を上記（1）E-mailアドレス宛に提出すること。受理したものから順次電子メールにより交付する。
- (4) 入札について
 - 1) 入札方法：郵便入札により執行
 - 2) 提出方法：一般書留郵便、簡易書留郵便、特定記録郵便の何れかの方法により郵送又は持参により提出すること。
 - 3) 到達期限：令和7年7月23日(水)午後5時00分まで
 - 4) 提出先：上記（1）に同じ。
 - 5) 開札日時：令和7年7月24日(木)午前11時00分
 - 6) 開札場所：人権センター2階 交流研修室

4 前金払、中間前金払及び部分払い 行わない。

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - 1) 入札保証金 免除する。
 - 2) 契約保証金 契約金額の10分の1以上を納付すること。

ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、野洲市契約規則第33条各号に該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(3) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(4) 配置予定監理技術者等の確認

落札決定後、工事实績情報システム(CORINS)等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、申請書及び資料の提出期限後における申請書の差替えは認められない。

(5) 工事現場における週休2日の取組

本工事は、野洲市週休2日取組指定型工事実施要領に基づく、「週休2日取組指定型工事（発注者指定方式）」である。詳細は当要領及び設計図書によるものとする。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3(1)に同じ。

(7) 詳細は入札説明書による。

以上